

北九州都市圏域連携中枢都市圏

連 携 協 約 書

平成 2 8 年 4 月 1 8 日

北九州市 みやこ町

連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約

北九州市（以下「甲」という。）及びみやこ町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、連携中枢都市宣言を行った甲及び当該連携中枢都市宣言に賛同した乙が相互に役割を分担し、連携を図ることにより、連携中枢都市圏北九州都市圏域（以下「圏域」という。）を形成し、もって圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる取組について連携することとし、当該取組の内容及び当該取組に係る甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 経済成長のけん引に係る取組
- (2) 高次の都市機能の集積及び強化に係る取組
- (3) 生活関連機能サービスの向上に係る取組

（事務執行及び費用負担等）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組に係る事務の執行に当たっては、相互に協力し、及び補完し合うものとする。

2 前条に規定する取組について、法第252条の14の規定による事務の委託又は法第252条の16の2第1項に規定する事務の代替執行により事務処理を行う場合は、別途、法に基づく規約の作成等の手続を行うものとする。

3 前条に規定する取組に係る費用負担等については、甲乙協議の上、次条の北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンにおいて定めるものとする。

（北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの策定）

第5条 甲は、圏域の中長期的な将来像及び取組の期間を示す北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンを策定するものとする。

（協議）

第6条 甲及び乙は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うこととする。

附 則

この協約は、協約締結の日から効力を生ずるものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月18日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市 市長

北橋 健治

乙 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町 町長

井上 幸春

別表第1（第3条関係）

経済成長のけん引に係る取組の内容及び役割分担

取組内容		甲の役割	乙の役割
経済戦略の策定	圏域全体の経済成長をけん引するため、北九州地域連携懇談会を開催し、圏域の成長戦略である北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理等を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
戦略産業の育成	圏域における戦略産業の特定、産業クラスターの形成、創業促進など、圏域全体の産業力強化に関する取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の資源を活用し、販路開拓など圏域における経済の活性化に資する取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
戦略的な観光施策	圏域内外からの観光客の誘致のほか、圏域内での交流人口の増加に取り組む。	取組を主体的に推進する。	甲と協力して取組を推進する。
その他経済成長のけん引に係る取組	圏域への新しい人の流れをつくるための取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。

別表第2（第3条関係）

高次の都市機能の集積及び強化に係る取組の内容及び役割分担

取組内容		甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	圏域住民の医療需要に対応するため高度急性期医療等の提供を図る。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。
圏域の中心拠点の整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化	圏域の中心拠点である小倉駅周辺のにぎわいを創出するための整備及び圏域内外を結ぶ交通環境の強化に向けた取組を行う。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。

高等教育及び研究開発の環境整備	圏域に集積する自動車関連企業の需要に応じるため、産業人材育成の強化を図る。	取組を主体的に推進する。	甲の取組に協力する。
その他高次の都市機能の集積及び強化に係る取組	北九州空港の機能拡充及び利用促進を図り、人的交流、物流及び産業の拠点化を推進する。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

別表第3（第3条関係）

生活関連機能サービスの向上に係る取組の内容及び役割分担

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

取組内容		甲の役割	乙の役割
地域医療	高齢者の在宅医療及び在宅介護の推進など、圏域の需要に応じた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
介護	圏域の高齢者支援のネットワークをつなぐ取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
福祉	子育て環境の充実その他の圏域の福祉向上に向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
教育、文化及びスポーツ	図書館の広域利用、大学による学習の場の提供及びスポーツ活動の機会の充実にに向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地域振興	若者及び女性の就労支援、農業振興、地域課題解決に向けた研究など、地域振興に関する取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
災害対策	消防業務の効率化に向けた検討を行うとともに、広域的な観点からの災害対策の推進を図る。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
環境	圏域全体の環境保全及び循環型社会の構築に向けた取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
上下水道	上下水道分野の広域連携に向けた検討を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

(2) 圏域内外の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組内容		甲の役割	乙の役割
地域公共交通	公共交通ネットワークの確保及び維持のための検討を行う。	乙の取組に協力する。	取組を主体的に推進する。
情報通信技術インフラの整備	多様な分野において情報通信技術の効果的な利活用の促進を図る。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
交通インフラの整備及び維持	広域的な地域の連携を促す道路ネットワークづくりのための取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
地産地消	圏域内での地産地消を推進するための取組を検討し、実施する。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
交流及び移住の促進等	圏域への移住及び定住に向けた取組、地域間の相互理解を深める取組など、地域の活性化に資する取組を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組内容		甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域の市町職員の能力向上を図るための研修等を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
圏域の市町職員の交流	圏域の市町職員の交流を図るための事業を共同で行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。
その他圏域マネジメント能力の強化に係る取組	圏域のマネジメント能力の強化又は事務執行の効率化を図るための事業を行う。	取組を推進する。	甲と協力して取組を推進する。